<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	保育の実施等の解除
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第24条第1項・2項

<処分基準/聴聞・并明手続> 		
基準規定	児童福祉法第 24 条第 1 項・2 項	
処 分 基 準	■設定 □未設定 (1) 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次の(2)によるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。 (2) 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。	
参考資料		
聴聞・弁明手続	児童福祉法第33条の5により適用除外	
備考		
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日	

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	保育の実施等の解除
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 24 条第 5 項

<処分	基準	上,照	・増・	弁明手続 >
基	準	規	定	児童福祉法第24条第4項・第5項
処	分	基	準	■設定 □未設定 (1) 町は、法第25条の8第3号又は法第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業者しくは事業所内保育事業による保育を受けることの申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。 (2) 町は、(1)の児童が、(1)の勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第28条第1項第2号に係るものを除く。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第30条第1項第2号に係るものを除く。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。
参	考	資	料	
聴聞	引・弁	注明引	戶続	
備			考	
設	5	定	B	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称			名称	保育の実施等の解除
処	分	権	者	町長
根	拠	規	定	児童福祉法第 24 条第 6 項

<処分基準/	聴聞・∌	幹明手続>
基準規	定	児童福祉法第 24 条第 6 項
処 分 基	、 準	■設定 □未設定 町は、法第24条第6項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は同法第54条第1項の規定によるあっせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。 (1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を町の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は町以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。 (2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して町が行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業若しくは事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う町以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。
参考資	科	
聴聞・弁明	手続	
備	考	
設 定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	条例で定める放課後児童健全育成事業の基準に適合するための措置命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第34条の8の3第3項

	T- / -//	NH1 /	T 20 丁砂(/
基準	規	定	児童福祉法第34条の8の2第1項、第34条の8の3第3項
処分	基	準	■設定 □未設定 町長は、放課後児童健全育成事業が児童福祉法第34条の8の2第1項に基づき 町が条例で定める基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う 者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができ る。
参考	資	料	
聴聞•	弁明書	手続	
備		考	
設	定	B	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	放課後児童健全育成事業の制限又は停止
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第38条の8の3第4項

基準規定	児童福祉法第38条の8の3第4項
処 分 基 準	■設定 □未設定 町長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	条例で定める家庭的保育事業等の基準に適合するための措置命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 34 条の 17 第 3 項

基準規定	児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項、第 34 条の 17 第 3 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 町長は、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。)が児童福祉法第34条の16第1項に基づき町が条例で定める基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	家庭的保育事業等の制限又は停止
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 34 条の 17 第 4 項

	NH1 /	
基準規	定	児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項、第 34 条の 17 第 4 項
処 分 基	準	■設定 □未設定 町長は、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。)が、児童福祉法第34条の16第1項に基づき町が条例で定める基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
参考資	料	
聴聞・弁明手	≐続	
備	考	
設 定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	最低基準を維持するための児童福祉施設長に対する改善命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 46 条第 3 項

基準規定	児童福祉法第 45 条第 1 項、第 46 条第 3 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 町長は、児童福祉施設の設備又は運営が法第45条第1項に基づき条例で定める 基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその 施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるとき は、必要な改善を命ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 27 の 2 第 4 号及び別表 第 28 第 5 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	最低基準を維持するための児童福祉施設長に対する業務停止
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 46 条第 4 項

基準規定	児童福祉法第 45 条第 1 項、第 46 条第 4 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 町長は、児童福祉施設の設備又は運営が法第45条第1項に基づき条例で定める 基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、児童福祉 審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 27 の 2 第 5 号及び別表 第 28 第 6 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	保育の実施に係る費用徴収
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 56 条第 3 項

基準規定	児童福祉法第 56 条第 3 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 児童福祉法第51条第4号又は第5号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	私立児童福祉施設に対する補助に係る指示
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 56 条の 2 第 2 項

<処分基準/聴聞・弁明手続>				
基	準	規	定	児童福祉法第 56 条の 2 第 1 項・第 2 項
	準 分			■設定 □未設定 (1) 町は、次の①・②に該当する場合においては、児童福祉法第35条第4項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設(保育所を除く。以下同じ。)について、その新設(社会福祉法第31条第1項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。)、修理、改造、拡張又は整備(以下「新設等」という。)に要する費用の4分の3以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について町が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の4分の3を超えてはならない。① その児童福祉施設が、社会福祉法第31条第1項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人者しくは公益財団法人の設置するものであること。② その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあってもこれが十分でないこと。 (2) (1)により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、町長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、児童福祉法第46条及び同法第58条第1項に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。 ① その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。② その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示するこ
				と。

参考	* 資	料	
聴聞・弁明手続		戶続	
備		考	
設	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	補助金の返還命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 56 条の 3

基準規定	児童福祉法第 56 条の 3
処 分 基 準	■設定 □未設定 町は、次に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 補助金の交付条件に違反したとき。 (2) 詐欺その他の不正な手段をもって、補助金の交付を受けたとき。 (3) 児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があったとき。 (4) 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	公私連携保育法人の指定の取消し
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 56 条の 8 第 11 項

基準規定	児童福祉法第 56 条の 8 第 10 項・第 11 項
処 分 基 準	 ■設定 □未設定 1 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従つて保育等を行つていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従つて保育等を行うことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	児童福祉施設の設置認可取消し
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 58 条第 1 項

基準規定	児童福祉法第 58 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、町長は、児童福祉施設設置の認可を取り消すことができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 28 第 7 号により美郷町 に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	家庭的保育事業等の認可取消し
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 58 条第 2 項

基準規定	児童福祉法第 58 条第 2 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。)が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、町長は、家庭的保育事業等の認可を取り消すことができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	認可外施設に対する事業停止・閉鎖命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	児童福祉法第 59 条第 5 項

基準規定	児童福祉法第 59 条第 5 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 町長は、認可外の家庭的保育事業等 ((家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。)、児童福祉施設等について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第28の2第4号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	教育総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称				認可外保育施設の緊急閉鎖命令等
処	分	権	者	町長
根	拠	規	定	児童福祉法第 59 条第 6 項

<処分基準/聴聞・开明手続> 					
基準	■規	定	児童福祉法第 59 条第 5 項・第 6 項		
処分	· 基	準	■設定 □未設定 町長は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで認可外の家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。)、児童福祉施設等に対して、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。		
参考	資	料			
聴聞・	弁明書	手続			
備		考			
設	定	日	平成 27 年 10 月 31 日		